

# 西大和山の会 第40回定期総会議案書

2021年3月28日(日) 13:00~15:00

王寺町文化福祉センター会議室B

第39期(2020年度): 2020/04/01~2021/03/31

第40期(2021年度): 2021/04/01~2022/03/31

## 議事次第

1. 開会
2. 議長の選出
3. 資格審査結果の報告
4. 議案1: 第39期活動報告
5. 議案2: 第39期会計決算報告・第39期会計監査報告
6. 議案3: 西大和山の会会則・山行規定及び細則(改定案)
7. 議案4: 第40期活動方針(案)
8. 議案5: 第40期会計予算(案)
9. 役員選出
10. 会長挨拶
11. 閉会

## 議案書目次

◆議案1	第39回活動報告〔全般・自然保護部・会報部・教育部・女性部〕	1
◆議案2	第39期会計決算収支報告・第39期会計監査報告	5
◆議案3	西大和山の会会則・山行規定及び細則(案)	6
◆議案4	第40期活動方針(案)〔全般・会報部〕	19
◆議案5	第40期会計予算(案)	22
◆資料1	2020年度山行実績	23
◆資料2	2021年度山行実施計画・行事予定	24

本会のモットー「安全で楽しい登山」の取り組みを今期も継続して行い、山行リーダーを決め全員で協力して安全登山に努めた。

今期は、山行リーダーは、入会2年以上を対象とし、幅広い各種山行を目指し、全員で協力し安全登山に努めたが、全世界に禍をもたらした新型コロナウイルス感染拡大の影響により、4月から6月まで及び1月から3月までの計半年間は、例会山行を中止せざるを得なかった。なお、実施した6月から12月までの例会山行は、感染拡大防止の観点から奈良県・三重県の車移動が可能な山域に計画変更して実施した。

ハイカーのための搬出講習会等の県連主催の行事、及び講習会等に積極的に参加し登山の知識、技術を高めると共に体力低下を防ぎ安全で楽しい山行が出来るよう引き続き努力する計画であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりこれらの県連行事が中止となり参加することができなかった。

会の現状として、会員の高齢化が進む一方、会員数が減少していることから、会員数を拡大し、会の活性化を図る事が今期も大きな課題となった。昨年度よりネットや会員の友人・知人の勧誘を含め、新入会員獲得に取り組んだことにより、年度当初に1名の新入会があった。しかし、今期は、公開山行は、予定通り1回実施したが、体験山行については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、8回計画（3回はコロナで中止、1回は悪天候のため中止）した中で、4回（一般参加者があったのは2回）しか実施できず、新入会員の獲得に繋げることができなかった。

#### ・会員について

新入会員 1名 中尾昌史

退会 5名 川田和代、中昌子、船江照代、今中一美、石田千栄子

### 1. 会の活性化を図るとともに安全な登山を目指す。

#### 1) 会の活性化

- ・会の活性化を図るため、会員の友人・知人の勧誘を含め、新入会員獲得に取り組むとともに、新入会員に対して適切な教育を行う計画をしていたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、体験山行を4回実施したが新入会員獲得はできず、新入会員を対象に座学および実技山行を実施することができなかった。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、山行に取り組みない時期もあったが、山行活動を活発化するため、できるだけ月3回の山行に取り組むと共に、夏前には夏山訓練山行に取り組んだ。

- ・一般への広報と新入会員の獲得に資するため、ホームページの管理運営を継続することができた。

#### 2) 安全な登山

- ・会員に山岳事故対策基金に加入することを推奨し、夏山山行に参加する会員は50以上の加入を推奨した結果、会員全員が労山山岳事故対策基金に加入。夏山山行に参加する人は50以上、もしくは、それに相当する保険に加入した。
- ・夏山シーズンの自主山行に複数回参加する会員等には、会員制捜索ヘリサービス（以下、「ココヘリ」という）に加入し、貸与されるココヘリ発信機を山行に携帯することを推奨した結果、現在、7名の会員が「ココヘリ」に加入している。
- ・山行管理者は、山行計画書をチェックし、必要に応じて助言を行い、場合によっては計画の変更を求めるなどにより事故防止に努めた。
- ・例会山行には会として緊急連絡先を定め、「細則3 緊急対策規定」に従って万一の場合に備えるため、安全且つ円滑に実施されるように指導及び管理を行い、自主山行について

も適時アドバイスをを行った。

- ・夏山シーズン前に長時間の歩行に耐えられる体力をつけるため、夏山訓練山行として、二上山～葛城山縦走(7月・例会2)を実施した。
- ・新型コロナウイルス感染拡大に伴い、山行計画を奈良県内の山に変更するなど適宜見直した。

## 2. 多様な山行を行い、県連主催活動にも参加するとともに暑気払い・忘年会・懇親会を通し会員の親睦を図る。

### 1) 多様な山行

- ・例会山行1として、会員の親睦を目的として比較的歩行時間が短く、体力や年齢を問わず会員誰もが参加できるハイキング的な山行は、新型コロナウイルスの影響で山行中止した時期を除き、月1回実施した。また、例会山行2(例会山行1の様な条件は付けられない山行)についても適宜取り組むことができた。
- ・一般の方に山行の楽しさを知って戴く公開山行は11月8日(三郎岳)に実施し、体験山行については、8月23日(高野三山)、9月6日(赤目四十八滝)、10月11日(奈良公園～高円山)、12月6日(錫杖ヶ岳)を実施したが、新入会員の獲得につなげることはできなかった。
- ・テント泊山行は、コロナウイルス感染防止のため中止した。
- ・県連主催行事のクリーンハイクについては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった。
- ・7月・8月の夏山シーズンは、県外への自主山行を奨励した結果、自主山行として3回実施した。また、8月の例会山行は1回実施した(高野三山・例会山行1)。

### 2) 県連主催活動

#### ①県連主催の行事

- ・ハイカーのための搬出講習会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。
- ・県連交流山行：10月4日(日)「竜王山」には、西大和から4名参加。
- ・講演会「こころとからだに効く登山」(講師：豊田ふみよ／(奈良県立大学准教授・奈良労山)6月27日(土)参加者20名(西大和山の会4名参加)

#### ②県連女性委員会主催の活動

- ・テーピング講習会、県連女性交流山行、山筋ゴーゴー体操講習会は、コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

#### ③会員の親睦

- ・9月暑気払い、12月忘年会、3月懇親会は、コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

## 3. 山行活動及び会務の運営を計画的に行う。

### 1) 総会

- ・年度末の3月に最高議決機関として総会を開催した(3月28日)。

### 2) 運営委員会

- ・運営委員会を適宜開催したが、今期は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため随時運営委員会をメールでも行えるようにして会則、山行規定等を見直した。

### 3) 室内例会

- ・事務所が閉鎖となるため、室内例会を年4回とすることにしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため全て中止した。

### 4) 年間山行実施計画

- ・山行管理者が、例会山行の年間計画を立案・作成した。

- ・入会2年以上の方にリーダーを担当して頂き、「2020年度例会山行計画」を作成し、また、実施された例会を「実績表※」にまとめた。

※資料1「2020年度 例会山行実績」参照

## 5) 会の所有物の管理

- ・会の所有物のうち、旗・ツェルト(3個)・医薬品(2個)の管理は山行管理者が行った。
- ・所有物の管理表を作成して、例会担当者(リーダー)に、旗・ツェルト・医薬品の所在地を知らせて頂き、管理につとめた。
- ・装備については、6月を目途に片づける予定であったが、一部実施できなかった。
  - ①テント → 島崎、杉森、永井
  - ②コッフェル・ガス → 藤井、野路、中
  - ③クリーンハイク備品 → 都築
  - ④旗・ツェルト・医薬品 → 山行リーダー持ち回り

## 「自然保護部」活動報告

県連主催行事「全国一斉クリーンハイク活動」は、本会は6月7日(日)葛城山において実施予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため県連が中止を決定したため実施しなかった。

## 「会報部」活動報告

### 1. 会報「西大和つうしん」の発行

#### 1) 月1回発行する

2020年度は、新型コロナウイルス感染拡大のため2020年4月と2021年1月に発出された2度の緊急事態宣言に対応し、2020年4~6月、2021年1~2月の2度、延べ5ヶ月に渡り例会山行を中止した。今年度も月1回発行(455号~466号)する計画であったが、コロナによる山行中止に対応し、455号を4・5月、456号を7・8月、457号を9・10月、460号を2021年1・2月、461号を3・4月の5刊を合併号としたため、結果として年7刊の発行(455号~461号)となった。

予定されていた事務所閉鎖は延期されたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から室内例会は1度も開催されなかった。そのため、西大和つうしんの発行日は、室内例会日の月末の水曜日ではなく、月末日に発行し、PDFファイルにてメール配信した。

#### 2) 会および会員の情報伝達を行う

HPとは異なる紙媒体(PDFドキュメント)として、山行計画および山行報告等の情報を中心に掲載し、会員に必要な情報を詳細・確実に伝達した。

#### 3) 会報誌面構成を検討する

室内例会を年4回とする予定であったため、室内例会開催月とそれ以外の月それぞれに合った誌面構成とする予定であったが、コロナ禍による室内例会の開催中止のため検討できなかった。一方で、室内例会が開催されないことを前提として、例会山行の中止による2ヶ月合併号に対応した紙面構成を試みた。

### 2. ホームページ(HP)の運営

#### 1) 会活動の広報を行う

4月に開設10年を迎えた西大和山の会ホームページを継続し、本会の活動を内容豊かなウェブ形態で広く一般に情報発信した。特に、今年度は新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言の発出に伴う本会の対応方針について、適宜、タイムリーな情報を発信した。

また、コロナ禍の下で開始 2 年目となる体験山行に関する情報について、県連クリーンハイク及び公開山行に関する情報と合わせてタイムリーに情報発信した。

## 2) 会員への情報伝達を行う

随時アクセスして情報を閲覧できるウェブ媒体の特徴を活かし、会員向け情報をタイムリーかつ随時閲覧できる形で会員専用ページに掲載した。特に「会員の広場」のページに「例会山行後の報告等の流れ」及び「山行リーダーのための例会山行までの流れ」を掲載し、新入会員や新たにリーダー役を務める会員に分かりやすい情報を掲載した。また、コロナ禍の影響で会議体での開催を取りやめ、回覧審議となった第 39 回定期総会について「会員の広場」の「総会議事録」ページに議案書及び審議結果を掲載し、総会情報をデータベースとして保存することとした。

## 3) HP 編集者の裾野を広げる

体験山行等への参加者を募り、新会員獲得に不可欠である HP を今後とも継続していくため、新たに HP 編集を担当する 2 名のスキルアップを図った。また、現在の編集担当者 4 名が担当する例会山行の順番を予め決め、山行計画ページに掲載することにより、編集担当者に対して山行情報がスムーズに共有されやすくした。

## 「教育部」活動報告

7月11日(土)全会員を対象に、簡単なロープワークの実技講習を計画したが、参加希望者がなく中止した。

## 「女性部」活動報告

### ●県連女性委員会の行事に参加する。

以下の行事を予定していたが、新型コロナウイルス感染防止のためすべて中止された。

- ① 「テーピング講習会」7月4日(土)
- ② 「県連女性交流山行」9月27日(日)
- ③ 「山筋ゴーゴー体操講習会」1月30日(土)

◆議案 2

第 39 期(2020 年度)会計収支決算報告

【1】一般会計		令和 2 年 4 月 1 日 ~ 令和 3 年 3 月 31 日		
・収入の部		(単位 円)		
勘定科目(項目)	予算額	決算額	内 訳 (備考欄)	小 計
前期(38期)繰越額	80,892	80,892	・現金 7,392円 ・普通預金 73,500円	80,892
会 費	144,000	132,000	600円×12ヶ月=7,200円 17名 600円×10ヶ月=6,000円 1名 600円×6ヶ月=3,600円 1名	122,400 6,000 3,600
入会金		500	500円×1名	500
雑収入	2,500	2,400	奈良県連 事務推進費 公開山行参加料 1名	2,100 300
仮受金				
預り金				
今期(39期)収入額	146,500	134,900		134,900
合 計	227,392	215,792		215,792
・支出の部				
勘定科目(項目)	予算額	決算額	内 訳 (備考欄)	小 計
連盟費	40,560	40,560	月額220円×12ヶ月×14名+基本料3,600円	40,560
賃貸料	20,000	17,480	事務所家賃 (窪田友男) 総会会場王寺町福祉センター使用料	15,000 2,480
行事派遣費 (交通費)	13,000	4,460	県連理事会参加交通費 1名 公開山行下見交通費 500×4名 県連総会出席 交通費 2名	760 2,000 1,700
総務・ 事務費	5,000	1,586	ゴム印他	1,586
教育部費	5,000			
装備費(消耗品)	6,500			
会報部	5,000	4,629	サーバー契約料 1年 USBメモリーカード	1,571 3,058
仮受金				
預り金				
雑 費	1,000	330	振込手数料 1件(県連)	330
今期(39期)出金額	96,060	69,045		69,045
次期(40期)へ繰越額	89,479	146,747	・現金 14,747円 ・普通預金 132,000円	146,747
合 計	185,539	215,792		215,792

【2】特別基金会計(西大和基金)

勘定科目(項目)	収 入	支 出	内 訳 (備考欄)
前期(38期)繰越額	993,932		
今期積立金(39期)	-		積立停止
受取利息	9		2回分
今期(39期)合計	993,941	-	普通預金 993,941円
次期(40期)へ繰越額		993,941	

西大和山の会 第39期 会計監査報告

第39期(令和2年4月1日～令和3年3月31日)の会計の収支決算報告書及び諸帳簿を監査した結果、正確かつ適正に処理されていることを確認致しましたので、ここにご報告申し上げます。

令和 3 年 3 月 28 日 会計監査 杉村 好子 印

# ◆議案 3 西大和山の会会則・山行規定及び細則(改定案)

## 目次

西大和山の会 会則(案) .....	7
西大和山の会 山行規定(案) .....	9
細則1 車両利用に関する規定 .....	12
細則2 山行計画及び山行報告の会報・ホームページへの掲載規定(案) .....	14
細則3 西大和山の会 緊急対策規定(案) .....	15
細則4 西大和山の会 特別基金運用規定 .....	17
細則5 西大和山の会 会計規定 .....	18

奈良県勤労者山岳連盟

## 西 大 和 山 の 会 会 則 (案)

はじめに・・・

最近、大自然の中に身を置くことの大切さが認識され、登山・山を愛する人やハイキングを楽しむ人が増え、その人口は一千万を超えるといわれています。山の俗化や遭難を理由に、登山の大衆化に反対する動きも出てきています。

さらに山は一部の人達のものという考え方、山と社会を切り離して考え逃避的な気持ちで山に入る者、そして生命をかけて記録を作ろうとする英雄主義や無知から来る無謀登山など、登山に対する誤った考え方も登山の大衆化をはばみ、ひいては遭難の一因となっています。

登山とは、生命をかけるものではなく、また社会からかけ離れて存在するものではありません。大自然の中に自分を置いてみたい、明日の生活、仕事のために心身ともに健康でありたい・・・などの願いをもっています。

こうした要求を正しく実現させ、発展させるために「西大和山の会」(以下、本会と称す)を組織し、「安全に、楽しく、」をモットーに登山、ハイキング等を行っていかうと思います。

そして、その中で必要な知識や技術を学びあい、正しい登山のあり方を追求していきたいと思います。

また、広く私たちの周囲に呼びかけ、いつでも誰でも入会できるようにする一方、他の山岳会やサークルとも交流し、地域の発展のために、ここ奈良県内、西大和地区に根ざした活動を目標に努力してゆきたいと思います。

### 第1章 総 則

第1条 本会は西大和山の会と称し、日本勤労者山岳連盟に所属する。

第2条 本会は地域その他の登山の愛好者の個人加入を原則とする。

### 第2章 会 員

第3条 本会の会則を認め、定められた入会費、会費を納め、所定の手続きをとれば、誰でも会員になることができる。但し、原則として入会年齢は65歳以下とする。

第4条 会員は本会すべての活動に参加することができる。但し、理由なく3ヶ月以上会費を納めない場合は、会員の資格を失う。退会する時は、会にその旨を通知しなければならない。

2 会員が、怪我・病気・単身赴任又は家族の介護等、止むを得ない事由で少なくとも1年以上山行に参加できなくなった場合に、本人に復帰の意思があることが認められれば、休会とすること

ができる。

第5条 当会にて、長年の功労があり、会員の2/3以上が認めた場合、名誉会員の資格を授与する。~~会費は不要である。~~

### 第3章 目的及び事業

第6条 本会は次のことを目的する趣意書に基づき、登山、ハイキングなどを一般の人々に広め、会員相互の交流をはかり、健全な登山の発展をはかる。

第7条 本会は前条の目的を達するため、会員自身の運営により次の事業を行う。

- ①定例山行および登山指導等全般的技術指導
- ②遭難の予防と救助活動
- ③登山等についての座談会、写真展、講座などの開設
- ④公開山行・グリーンハイク・体験山行等を通じて、地域の活動を盛んにし、山や自然に親しむための諸活動
- ⑤会報等、機関誌の発行と奈良県勤労者山岳連盟機関誌の活用
- ⑥ホームページの活用による会員間の情報伝達および会の情報の地域への幅広い発信
- ⑦奈良県勤労者山岳連盟、その他関連団体等との交流を深め、会の目的を遂行するための諸活動
- ⑧原則として、毎月2回の例会山行の実施
- ⑨月1回以上の室内例会の開催による会員間の交流および山行の活性化

### 第4章 機関

第8条 本会は次の機関を置く

総会 本会の最高議決機関であり、毎年1回を原則として、会長が召集する。なお、会員の三分の二が必要と認めた場合には、臨時に開催する事が出来る。総会の決議は出席者の過半数をもって行う。総会は会員の三分の二以上の出席によって成立する。定期総会の開催は毎年3月とする。

運営委員会 総会に次ぐ議決機関であり、執行機関である。

運営委員会は、適時必要と思われた場合、会長が召集し、総会の議決に基づき会務を決議執行する。運営委員会は委員の三分の二以上の出席によって成立し、決議は出席者の過半数をもって行う。

運営委員会は、集会の開催による議決のほか、会長が承認した場合においては、特定の議題に関して委員全員にメールによって意見を問い、議決することができる。

第9条 運営委員会は次の通りの委員で構成する。

会長 1名 副会長 1名 事務局長 1名

会計、会報部長、山行管理者 各1名

運営委員は総会で選出し、任期は2年間とし、再選は妨げない。山行管理者は、他の委員との兼務も認める。また、任期中の運営委員の交代は運営委員会で決定し、任期は前任者の残期間とする。

### 第5章 財政

第10条 本会の経費は入会金、会費、その他でまかなう。

- 2 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月末までとし、会計報告は定期総会の都度行い、総会の承認を必要とする。
- 3 会費は1人月額600円とする。ただし、夫婦会員は2人月額1000円、2人以上の家族会員は1人月額500円とする。入会金は500円とする。
- 4 必要に応じて、会費とは別に西大和山の会特別基金を積み立てる。特別基金については運用規定を定める。

- 5 会員は、会費及び西大和基金（会費等という）を半期分（4月～9月、10月～翌年3月）一括前払いにて納付する。新入会員は、入会金及び会費等（入会月～翌年3月）を一括前払いにて納付する。
- 6 本会則第4条2項に基づく休会者は、復会まで会費等の納付は不要とする。休会者は、復会に当たって復会月より翌年3月分までを一括前払いにて納付する。
- 7 本会則第5条に規定する名誉会員については、会費等の納付は不要とする。

#### 附 則

- 第1条 会則に定めていない事項については、会則の精神に基づいて運営委員会にて処理する。
- 第2条 本会の規律と秩序を保持するために、山行規定を別に定める。
- 第3条 本会則の改廃は、総会の議決によって行う。ただし、出席総数の三分の二以上の賛成を必要とする。
- 第4条 県連関係の行事（理事会・総会他）や講習会、下見山行（本会主催の県連交流山行、公開山行の下見に限る。1回2名まで）などの派遣費（交通費）は、原則として500円または交通費実費とし、一般会計より支出する。
- 第5条 会費等及び入会金の納付は、原則として振込みとし、退会・休会時の返金はしない。
- 第6条 本会則は、1983年4月1日より実施する。
  - 2 本会則を修正・追記し、2010年4月1日より実施する。
  - 3 本会則を修正・追記し、2010年10月1日より実施する。
  - 4 本会則を修正・追記し、2015年4月1日より実施する。
  - 5 本会則を修正・追記し、2018年4月1日より実施する。
  - 6 本会則を修正・追記し、2019年4月1日より実施する。
  - 7 本会則を修正・追記し、2020年4月1日より実施する。
  - 8 本会則を修正・追記し、2021年4月1日より実施する。

\*\*\*\*\*

## 西大和山の会 山行規定

### （目的）

- 第1条 本規定は、西大和山の会（以下、本会という）の規律と秩序を保持するために、会員が行う山行について必要な手続き及びルールを定め、山行が安全に実施されることを目的とする。

### （山行の種類）

- 第2条 本会会員が実施する山行を以下の通り分類する。

#### ①例会山行

本会がリーダーを指名し、本会として計画して実施する山行、及びそれに準ずる山行で、以下に掲げるものをいう。例会山行として実施する山行では、他会主催であっても本会としてのリーダーを指名するものとする。

- 1) 本会主催の例会山行（県連主催山行で本会例会山行として実施するものを含む）
- 2) 本会教育部主催の実技山行
- 3) 県連主催の山行
- 4) 公開山行・本会主催の交流山行等の下見山行（会長または山行管理者が認めたもの）

5) その他、会長及び山行管理者が上記に準ずると認めた山行

②自主山行

会員がリーダーとして計画し、会員2名以上が参加する山行をいう。

③個人山行

例会山行または自主山行以外の山行をいう。

2 1泊以上の単独登山は、会として原則禁止する。

(山岳保険への加入)

第3条 本会会員は日本勤労者山岳連盟の遭難対策新特別基金（以下、新特別基金という）に1口以上加入すること。但し、沢、岩登り、厳冬期の雪山及び2泊以上の長期山行に参加する者については、5口以上加入すること。

(会員制搜索ヘリサービスへの加入)

第4条 本会会員、特に、沢・岩登り、厳冬期の雪山、2泊以上の長期山行に参加する者については、安全のため、労山が推奨する会員制搜索ヘリサービス（以下、「ココヘリ」という※）への加入を推奨する。ココヘリ加入者は、発信機能付き会員証（以下、「ココヘリ発信機」という）を山行に携帯して万一の事態に備える。

※ ココヘリは、山行中の加入者本人や同行メンバーから、また、山行中の加入者と連絡が取れなくなった家族や緊急連絡先担当者等からの搜索要請によって、搜索ヘリがココヘリ発信機の位置を搜索・把握し、警察等の救助組織に引き継ぐことにより、早期救助に繋げる会員制サービス。搜索には登山届等により、山域を特定できる情報が必要。

(山行計画書)

第5条 例会山行及び自主山行のリーダーは、必ず事前に山行計画書を作成の上、会長・副会長・山行管理者及び第7条に規定する緊急連絡先に提出すること。個人山行については、計画書の提出は義務づけはないが、本会会員がリーダーであるかどうかにかかわらず、計画書を作成して提出することを推奨する。計画書が提出されていれば、個人山行であっても事故等の場合、労山基金の補償請求することができる。

(山行計画書の評価及び受理)

第6条 例会山行の山行計画書については、山行管理者および会長が計画内容を評価した上で受理する。計画書に不備な点がある場合や、計画に無理がある、もしくは参加者の技量に対して危険と判断される場合には、山行管理者より変更を求めることがある。

2 山行計画書の作成に当たってリーダーは、適切な経験者にサブリーダーを指名し、リーダーの補佐を依頼する。参加人数が多い場合、10名以下のパーティーとなるよう班分けし、リーダー・サブリーダー等の目が届くようにすること。

3 例会山行及び自主山行のリーダーは、山行内容を適切に記録し、今後の山行計画に生かすため、山行参加者の中から「細則2 山行計画及び山行報告の会報・HPへの掲載に関する規定」に規定された担当者を指名して、山行計画書に記載する。自主山行及び個人山行の計画書は計画内容を評価することなく受理する。

(登山届)

第7条 リーダーは、山行前に山行計画書の写しを登山届として関係部署（登山口または山域の都道府県警）へ提出すること。

(緊急連絡先)

第8条 例会山行については、山行ごとに事前に会として緊急連絡先を定める。自主山行のリーダー、個人山行の計画書作成者は、可能な限り会員の中で緊急連絡先を依頼するとともに緊急連絡先に対しても山行計画書を送付する。なお、自主山行または個人山行で緊急連絡先になるものがない場合は、会長または山行管理者が緊急連絡先を受け持つ。

- 2 山行リーダーは、下山後速やかに緊急連絡先に下山報告をすること。複数日程で複数の山行を行う場合は、山行ごとに下山報告を行うこと。計画書に記載した下山予定時刻までに下山できない場合、下山していなくても、必ず緊急連絡先に状況報告を行うこと。

(山行の決行判断)

第9条 悪天の場合、前日、午後7時のNHK天気予報もしくは気象庁等の信頼できる天気予報サイトにて降水確率60%以上の場合は原則中止とするが、最終的にはリーダーの判断に委ねる。

(山行中の事故対応)

第10条 山行メンバーの負傷や体調不良等により山行の継続が困難と判断した場合及び山行中に事故が発生した場合は、原則、その時点で山行を中止し、全員可能な限り速やかに下山する。

- 2 パーティーの分割・別行動は避け、全員で行動することを原則とするが、最終的にはリーダーの状況判断に任せる。但し、止むを得ず別行動をとる場合は負傷者や体調不良者を問わず単独で行動させないこと。
- 3 山行中の事故は事故の場所や程度にもよるが、自力脱出が困難になった場合は速やかに現地の警察に連絡または第4条に規定するココヘリに捜索要請するとともに本会の緊急連絡先に連絡すること。リーダーは、記録係等に事故発生からの経過を詳細に記録させる。

(会装備品の使用)

第11条 会員は、必要に応じてテント・ツェルト・コッヘル・ガスバーナー・医薬品・修理品・ロープ等の会装備品を借りることが出来る。

- 2 会装備品を使用した場合、山行終了後、リーダーは次の山行リーダーもしくは関係者に責任をもって引き継ぎ、山行管理者に所在を報告する。
- 3 会装備品の紛失、故意の破損以外の破損・劣化等の修理・部品交換は原則として会が負担する。装備品を紛失または破損した場合、リーダーは速やかに会装備の管理者に連絡すること。なお、山行②③において消耗品は、山行参加者の負担とする。

(緊急対応)

第12条 例会山行の山行リーダーより緊急事態の発生の連絡があった場合、または下山予定日の20:00になっても連絡が取れない場合、緊急連絡先及び山行に不参加のメンバーは、別途定める細則3「西大和山の会 緊急対策規定」に基づいて行動する。

(山行の責任)

第13条 本会は営利を目的としない同好会である。会員は自らの責任と判断において山行に参加するものであり、自己責任の原則を理解すること。また、会員はこのことを家族に説明し、予め理解を得ておくこと。

- 2 例会山行は会として実施する山行であり、本会、山行リーダー、山行メンバーは以下の範囲での責任を負う。山行における「責任」について以下に記載するが、ここに言う「責任」とは、いかなる意味においても法的責任や賠償責任を指すものではない。

①本会の責任

山行①及び山行②に関して本会は必要に応じて以下の対応を行う。

- 1) 「西大和山の会 緊急対策規定」に規定する緊急対策及び県連への協力要請
- 2) 西大和山の会・特別基金の活用
- 3) 新特別基金の保険金給付に関わる諸手続き

②山行リーダーの責任

当該山行の計画を立案し、山行を安全に遂行するため、本規定に従って行動する。山行に当たってはメンバーの状況を常に把握するよう努め、安全確保に努めること。

なお、事故及び万一死亡事故が発生した場合においても、あくまでも参加者個々の自己責任であり、山行リーダーは法的責任や賠償責任を負わない。従って、リーダーの明らかな判断ミスや重大な誤った行動指示があった場合以外はリーダーの責任は問わない。

③山行メンバーの責任

メンバーはリーダーの指示を守り、リーダーに協力する。また、メンバーはパーティーの一員であることを自覚し、団結を乱さないように努める。また、山行中、リーダーが明らかに誤った指示を出した場合においては、山行メンバーはメンバーとしての責任として建設的な意見を述べることができる。

- 3 山行③については、本会として責任を負わない。但し、山行計画書が提出されている場合は、本項 1 号の新特別基金の保険金給付に関わる諸手続きについては会が行う。

附 則

第 1 条 本規定に定めのない事項については、運営委員会が会則の精神に基づいて処理する。

第 2 条 本規定の改廃は、運営委員会において成し、総会に報告する。

第 3 条 本規定は、元の会則を修正・追記し、2015 年 10 月 1 日より実施する。

2 本規定を修正・追記し、2017 年 4 月 1 日より実施する。

3 本規定を修正・追記し、2018 年 4 月 1 日より実施する。

4 本規定を修正・追記し、2019 年 4 月 1 日より実施する。

5 本規定を修正・追記し、2020 年 4 月 1 日より実施する。

\*\*\*\*\*

## 細則 1 車両利用に関する規定

(目 的)

第 1 条 本細則は、本会の例会山行に会員個人の車両を使用する場合に適用し、車両の使用費用を定めるとともに、万一交通事故等が発生した際の処理を円滑に進めることを目的とする。

(使用車両)

第 2 条 例会に使用する車両は次の要件を満たすものとする。

①法定の点検整備を受け、十分に整備されたものであること。

②使用する車両の所有者は必ず任意保険（対人賠償、対物賠償、搭乗者傷害）に加入し、対人賠償は無制限、搭乗者賠償は 1,000 万円以上であること。

(運行計画)

第3条 車両の運転に関して、運転者等は次の項目を厳守する。

- ①運転者は原則として車両の所有者とする。
- ②車両が複数の場合は、出発前に運転者間で運行経路、走行順序、休憩地点、車両間の連絡方法等を確認するとともに出発前に走行距離計を設定し、走行距離を計測する。
- ③運転者は、健康管理に十分注意し、交通法規を厳守するとともに安全運転に徹する。

(費用分担)

第4条 車両の使用費用は以下の項目から算定し、山行参加者全員で均等に配分する。

- ①車両使用及び燃料費  
走行距離 100km 未満：5,000 円  
走行距離 100km 以上：5,000 円+30 円×100km を超える走行距離 (km)
- ②高速道路料金、駐車料金
- ③山行が直接原因となった故障等  
林道等での落石による破損・パンク等の修理、駐車違反 (同乗者の同意のもと、登山口等にやむをえず駐車した場合)

(交通事故発生時の処置)

第5条 交通事故による負傷者がいる場合は、すみやかに応急手当をするとともに連鎖事故が発生しないよう防止措置をとる。

- 2 事故発生を警察へ通報するとともに加入保険会社に連絡する。
- 3 同行車両がある場合は連絡し、リーダーが山行計画の変更等を判断する。必要があれば、緊急連絡先にも連絡する。

(交通事故等による損害賠償及び費用負担)

第6条 スピード違反、一旦停止違反等の交通違反は、運転者の全面責任とする。

- 2 車両の故障 (第4条③号に規定する故障を除く) は、車両所有者の全面責任とする。
- 3 会員の同乗者が被害者となった場合、運転者の重過失があった場合を除き、被害者となった同乗者は運転者の善意の動機を踏まえて、運転者に自賠償及び任意保険の範囲を超えて、一切の賠償請求は行わない。
- 4 使用車両への同乗者は、前項の賠償範囲を承認して同乗したものとみなす。

第7条 他車の追突等、自車以外の車両が原因となった事故の場合、損害賠償請求は運転者 (及び被害者) と加害者との直接交渉によるものとする。ただし、本会及び同乗者は交渉に間接的または側面的協力する。

- 2 交通事故の責任は、法的に事故を起こした運転者に定められており、何人も肩代わりできない。よって、会としては助言の域を超えず、交通事故に関する一切の責任を負わない。

(その他)

第8条 例会山行・自主山行にレンタカーを利用する場合においても、第4条①号を除いて本細則を適用する。なお、第4条①号の燃料費は、②号に規定する高速道路料金、駐車料金に含め、参加者全員で均等割りとする。

- 2 県連主催行事等に会員の車両を使用する場合においても、例会山行として行う山行については本細則を適用する。
- 3 自主山行に車両を使用する場合は、原則として本規定の適用が望ましい。
- 4 車両利用の山行に参加する会員は以上の規定を承認のうえ参加するものとする。
- 5 本細則は車両利用に特有な事項についてのみ定めており、これ以外の項目については「西大和山の会 山行規定」を適用する。

## 附 則

第1条 本細則の改廃は運営委員会にて成す。

第2条 第4条①号に規定する単価 30 円（100km を超えた距離 1km 当たり）は、社会状況等によりガソリン代が大きく変化した場合、運営委員会において再考する。

第3条 本細則の運用に疑義が生じた場合は、運営委員会が取り扱いを決める。

第4条 本細則は 2018 年 4 月 1 日より施行する。

\*\*\*\*\*

## 細則 2 山行計画及び山行報告の会報・ホームページへの掲載規定

### （目的）

第1条 本細則は、例会山行計画の案内及び報告を会報『西大和つうしん』及びホームページ（以下、HP という）に掲載する手順と方法を定め、必要かつ十分な例会山行情報をタイムリーに共有することにより、会員の今後の山行に生かすとともに新規会員の獲得に資することを目的とする。

### （山行案内の掲載）

第2条 本会山行規定第2条第1号に記載する例会山行のリーダーは、山行日の2ヶ月前（体験山行等は3ヶ月前）までに、山行案内をHP上に公表する。

2 山行案内は会報部長、会報編集担当者及びHP管理者宛てに送付する。

3 HP及び会報に掲載する山行案内には、①目的地、②日程、③集合時刻と場所、④コース及び所要時間または歩行距離、⑤帰着予定時刻に加えて、⑥コースの特徴や魅力をアピールできる短文（キャッチコピー）を必須とする。その他、コース地図などの情報を追加することができる。

4 山行案内の内容に変更があった場合は、すみやかに会報部長、会報編集担当者及びHP管理者宛てに修正を連絡する。

第3条 自主山行については、原則としてその計画の概要をHP管理者に連絡し、HPの「自主山行計画」に公表する。

2 自主山行は、原則として山行案内を会報の山行計画欄には掲載しない。

### （山行報告担当者の指名）

第4条 各例会山行のリーダーは、当該山行参加者の中から、予め「記録担当者」1名、「写真撮影担当者」原則1名、および「キャプション担当者」1名を指名し、山行計画書に明示する。

### （山行報告の掲載）

第5条 各山行の記録担当者は、HP掲載用データ（※1）を山行後2～3日以内に、また、会報『西大和つうしん』掲載用記事（※2）を山行後1週間以内に会報部長、会報編集担当者及びHP管理者に提出する。

※1：HP掲載用データとは、参加者の人数（他会や一般参加を含む場合は、その区別も）、当日の天候、コースタイムおよび記録担当者自身による短いコメントとする。

※2：会報掲載用記事には、参加者全員の名前（原則として姓のみ。冒頭にL・SL、その後に他のメンバーを会員番号順に列挙。会員以外の参加者については人数のみ）、当日の天候、コースタイム（HP用記事内容と同じものでよい）、および報告文とする。

第6条 写真撮影担当者は、山行後速やかに、撮影された写真のうちから適切なものを選択の上、当該山行参加者全員に送付する。同時に会報部長、会報編集担当者及びHP管理者にも送付する。

2 会報編集担当者は、送付された写真のなかから会報の表紙掲載写真（原則として例会山行のもの）を選ぶ他、適宜会報の余白を埋めるために使用する。

3 HP管理者は、送付された写真を過去の山行データとして蓄積し、適宜HPデザインに使用する。

第7条 キャプション担当者は、撮影担当者より送付された写真の中から、HPに掲載するもの（トップページに掲載する写真を含む）を選択し、掲載する順に番号をつけ、それぞれにキャプション（写真の説明文）を割り当て、山行後2～3日以内にHP編集担当者に送付する。

2 選択した画像は、必ずしも添付を要せず、撮影者の名前とファイル名によって、特定できればよい。

第8条 HP編集担当者は、HP作成ソフト等を用いて、山行報告ページをデザインし、HP管理者が本会HPにアップロードする。

第9条 山行①以外の山行についても、以上の手続きに準ずるが、HPや会報での報告・公開を義務付けるものではない。

附 則

第1条 本細則に定めのない事項については会則の精神に基づいて会報部長が処理する。

第2条 本細則の改廃は、会報部長が提案し、運営委員会の同意を得て成す。

第3条 本細則は、2018年4月1日より実施する。

第4条 本細則は、2020年4月1日より実施する。

\*\*\*\*\*

### 細則3 西大和山の会 緊急対策規定

（目的）

第1条 本細則は、西大和山の会（以下、本会という）山行規定第12条に基づき、搜索活動の的確かつ迅速な実行のために必要な事項を定めることを目的とする。

（対象）

第2条 本細則は、原則として山行計画書が提出された全ての山行を対象とするが、個人山行は除く。

（ココヘリへの加入とココヘリ発信機の携帯）

第3条 本会の推奨する会員制搜索ヘリサービス（以下、「ココヘリ」という）への加入者は、貸与された発信機能付き会員証（以下「ココヘリ発信機」という）を山行に携帯し、万一の事態に備える。

2 山行リーダーは山行計画書に参加者のココヘリ登録番号を記載する。

（緊急連絡先）

第4条 山行①については、山行規定第7条により山行毎に本会として緊急連絡先を指名する。

- 2 緊急連絡先は以下の場合に会長・副会長（もしくは、連絡のつく運営委員）に緊急連絡するとともに指示を仰ぐ。
  - ①山行リーダーもしくは山行メンバーより緊急事態の連絡があったとき
  - ②下山予定当日の20:00になっても連絡が取れないとき
- 3 前項②の場合、緊急連絡先は引き続き山行リーダー及びメンバーとの連絡を試みる。
- 4 会長・副会長が山行当事者の場合、運営委員又は副会長の中から会長代行者を決める。

#### （ココヘリの活用）

第5条 パーティーのメンバーに万一の事故等が発生して自力の下山が困難になった場合、事故の状況にもよるが、リーダーは電話が通じる場所まで移動して、緊急連絡先に連絡するとともに所轄の警察に救助を要請する。事故の位置が特定できない場合、ココヘリ捜索要請窓口（以下、「コールセンター」という）に事故本人またはパーティメンバーのココヘリ登録番号を連絡して捜索を要請する。

#### （緊急対策本部）

第6条 会長または会長代行者もしくは緊急連絡先は、以下の場合において必要と判断したときは、山行の参加者加入のココヘリ発進機の登録番号をコールセンター（03-5418-7227）に連絡し、捜索ヘリによる位置特定と救助機関への引継ぎを要請するとともに必要に応じて緊急対策本部を設置する。

- ①緊急連絡先より第4条の2①の連絡を受けたとき
- ②緊急連絡先より第4条の2②の連絡を受け、引き続き連絡を試みるも翌日正午12:00までに山行リーダー、メンバーとの連絡がつかないとき
- 2 緊急対策本部に集合したメンバーから本部長を選任し、本部長は地元警察またはココヘリコールセンターとの連絡（連絡係1）、山行メンバーの家族との対応（連絡係2）、事故経過及び捜索活動経過の記録（記録係）、捜索活動及び支援活動に伴う金銭管理（会計係）等、必要な役割分担を決める。
- 3 本部は、緊急事態の状況をできるだけ客観的に把握するとともに現地での活動の必要性等について地元警察の指示を仰ぎ、行動する。
- 4 県連への協力の要請は本部長より、理事長もしくは執行部に連絡を行う。

#### （捜索活動）

第7条 本部は捜索活動として警察やココヘリコールセンター等への連絡・情報収集を実施する。会員は、本部長の指示のもと、状況に応じた活動を行う。現地警察の要請または了解があった場合に限り、現地での捜索活動に参加するものとする。

#### （遭難対策費用）

第8条 捜索活動に要した費用は、原則として事故当事者が加入している山岳保険（日本勤労者山岳連盟の遭難対策新特別基金）より充当し、不足分は当事者の自己負担とする。

- 2 事故発生時、当事者に代わって救助費用の一時金を賄うため、本部長の指示により西大和山の会遭難対策基金（西大和基金）から出金し、利用することができる。
- 3 前項の費用は、細則4「西大和山の会 特別基金運用規定」第9条に基づいて、事故当事者が返済する。
- 4 緊急対策本部の設置に関わる賃借料及び情報収集活動等に伴って要した飲食物等の費用については、本部長の判断で西大和基金から賄うことができる。

#### （事故の報告）

第9条 事故の内容によっては、事後に事故検証委員会を設置し、事故原因の究明と再発防止対策の検討を行い、事故報告書を作成する。

- 2 事故対策委員会の委員は、運営委員会にて選任する。
- 3 事故報告書は、会員で共有して事故防止に役立てる。

#### 附 則

第1条 本細則の改廃は運営委員会にて成す。

第2条 この規定は2015年10月1日より施行する。

2 この規定の一部を改訂し、2017年3月26日より施行する。

3 この規定の名称及び内容を変更し、細則3として2018年4月1日より施行する

4 本規定を修正・追記し、2019年4月1日より実施する。

5 本規定を修正・追記し、2020年4月1日より実施する。

### 細則4 西大和山の会 特別基金運用規定 (案)

#### (総 則)

第1条 本基金は西大和山の会 特別基金（以下、西大和基金という）と称し、西大和山の会内に置く。

第2条 西大和基金は、西大和山の会々員（以下、会員という）のみを加入者とする。

#### (目的と運営)

第3条 西大和基金は、会員の相互援助と事故防止、遭難対策を目的として設立され、会員全員の信頼と協力のもと実施するものである。

第4条 西大和基金の運営については本細則に基づき運営委員会が、管理・運営する。

#### (財 政)

第5条 西大和基金は、本会会則「第5章 財政」に定める積立金、その他でまかなう。

2 運営委員会は、西大和基金の事業目的に必要なかつ十分な積立金が確保できたと判断した場合、総会に諮って積立を停止することができる。

#### (基金事業)

第6条 西大和基金は、次に掲げる遭難対策に関連する事象が発生した場合に積立額の範囲内において、申請者たる会員個人に対して必要とする金額の全額又は一部を貸し付けることを主たる基金事業とする。

①本会の例会山行または山行計画書が提出されている自主山行において、遭難救助、捜索または治療等を行なったとき、あるいは行うとき。

②例会山行中において、会員に賠償責任が生じたとき。

第7条 西大和基金は、積立額の1/2の範囲内において、以下に掲げる場合に限り、遭難対策に関連しない事象にも使用することができる。

①高額な装備品の購入もしくは補修の必要が生じるとき、あるいは生じたとき。

②本会の事務所または倉庫等の賃貸もしくは移転に伴う諸費用。

③その他の用途で高額な出費が生じ、運営委員会が承認したとき

2 前項の積立金の使用により、第5条2項に定める積立停止金額を下回った際は、西大和基金の積立を再開する。積立金の月額は運営委員会にて定める。

#### (貸 付)

- 第8条 第6条に基づいて西大和基金の利用を希望する者は、文書で運営委員会に申し出なければならない。但し緊急の場合、会長または緊急対策本部長の判断により事後届にて利用できる。
- 2 本会の一般会計に不足金が生じるとき、あるいは生じたときは、運営委員会の決定により、本会に対して貸し付けることができる。

(返 済)

- 第9条 貸付金の金利は無利息とする。
- 2 第6条に基づく貸付の返済は、一括払いまたは1年以内の分割払いとし、場合によっては利用者に領収書もしくは請求書等を提出させることがある。
- 3 第8条2項による会への貸付金は、一般会計から返済する。

附 則

- 第1条 本細則に定められていない事項については、運営委員会が会則の精神に基づいて処理する。
- 第2条 本細則の改廃は総会の決議によって行なう。
- 第3条 本規定は1989年6月7日より施行する。
- 2 本規定の名称及び内容を修正し、細則4として2018年4月1日より実施する。
- 3 前項の改定時より、積立金は一人月額100円とする。
- 4 本細則を修正・追記し、2019年4月1日より実施する。

~~第4条 本細則第5条第2項に規定する積立停止は、100万円を超えたときとする。~~

\*\*\*\*\*

## 細則5 西大和山の会 会計規定

(目 的)

- 第1条 本細則は、西大和山の会（以下、本会という）の金銭の出納を正しく管理し、本会の会計を健全に保つことを目的とする。

(伝 票)

- 第2条 会計は次の伝票を作成する。
- ①入金伝票：現金収入または銀行から出金するとき作成する。振替伝票でも良い。
- ②出金伝票：現金支出または現金を銀行に預入するとき作成する。振替伝票でも良い。
- ③振替伝票：銀行の振込入金や受取利息ほか科目訂正時に作成する。

(帳 簿)

- 第3条 会計は次の帳簿を作成する。
- ①現金出納帳：入金伝票・出金伝票に基づいて記帳する。
- ②銀行勘定帳：振替伝票（または入出金伝票）に基づいて記帳する。
- ③総勘定元帳：入出金伝票・振替伝票に基づいて、勘定科目ごとに記帳する。
- 2 一般会計と西大和基金は別会計につき、伝票、帳簿類はそれぞれ作成する。

(保 管)

- 第4条 会計の入出金伝票・振替伝票・各帳簿・領収書・決算報告書等の書類の保管期間は5年とする。

(会計監査)

第5条 会計監査は、次の事項を行うとともに、決算報告書と照合・確認し、確認の証として署名捺印する。

- ①現金出納帳の残高と現金の照合
- ②銀行勘定帳の残高と通帳の照合
- ③総勘定元帳で使用状況の適正か否かの確認
- ④領収書の確認

2 会計監査は、前任の会計が担当する。

附 則

第1条 本細則の改廃は運営委員会にて成す。

第2条 本細則は2019年4月1日より施行する。

第3条 本細則を修正・追記し、2020年4月1日より施行する。

## ◆議案 4

## 第 40 期活動方針 〈全般〉 (案)

本会のモットー「安全で楽しい登山」の取り組みを今期も進める。

山行リーダーは、原則として入会3年以上を対象とし、幅広い各種山行を目指し、全員で協力し安全登山に努める。県連主催の行事、及び講習会等に積極的に参加し登山の知識、技術を高めると共に体力低下を防ぎ安全で楽しい山行が出来るよう引き続き努力する。

会の現状として、会員の高齢化が進む一方、会員数が減少している。会員数を拡大し、会の活性化を図る事が大きな課題である。ネット等による入会希望者に対しての体験山行や、会員の友人・知人の勧誘を含め、新入会員獲得に取り組み、会員拡大に努める。

### 1. 会の活性化を図るとともに安全な登山を目指す。

#### 1) 会の活性化

- ①会の活性化を図るため、入会希望者に対してお試しの為の体験山行や、会員の友人・知人の勧誘を含め、新入会員獲得に取り組みとともに、新入会員に対しては適時に指導する。
- ②山行活動を活発化するため、半分以上の月を3回の山行とする。
- ③一般への広報と新入会員の獲得に資するため、ホームページの管理運営を継続する。

#### 2) 安全な登山

- ①会員に山岳事故対策基金に加入することを推奨する。夏山山行に参加する会員は5人以上の加入を推奨する
- ②夏山シーズンの自主山行に参加する会員等には、会員制捜索ヘリサービス（以下、「ココヘリ」という）に加入し、貸与されるココヘリ発信機を山行に携帯することを推奨する。
- ③山行管理者は、山行計画書をチェックし、必要に応じて助言を行い、場合によっては計画の変更を求めるなどにより事故防止に努める。
- ④例会山行には会として緊急連絡先を定め、「細則3 緊急対策規定」に従って万一の場合に備える。
- ⑤夏山シーズン前に夏山訓練山行を実施し、長時間の歩行に耐えられる体力をつける。

### 2. 多様な山行を行い、県連主催活動にも参加するとともに暑気払い・忘年会・懇親会を通し会員の親睦を図る。

#### 1) 多様な山行

- ①月一度、例会山行1として、会員の親睦を目的として比較的歩行時間が短く、体力や年齢を問わず会員誰もが参加できるハイキング的な山行を実施する。例会山行2は例会山行1の様な条件は付けない、リーダーによる参加者の条件設定も可能な山行とする。
- ②一般の方に山行の楽しさを知って戴く公開山行を実施し、新入会員の獲得につなげる。また、入会希望者に対して、例会山行1を体験山行として参加できるようにする。但し、体験山行への参加は2回迄とする。
- ③テント泊山行を実施する。例会のテント泊は誰もが参加できるレベルの山行とする。
- ④県連主催行事に協賛してグリーンハイクを実施する。
- ⑤7月・8月の夏山シーズンは、県外への自主山行を奨励する。8月の例会山行は1回のみとする（例会山行1）。

#### 2) 県連主催活動

- ①県連主催の行事に参加する。
  - ・グリーンハイク：6月6日（日）葛城山
  - ・県連交流山行：10月31日（日）
  - ・ハイカーのための搬出講習会：11月28日（日）

②県連女性委員会主催の活動に参加する。

- ・県連女性交流山行：4月5日（月）明神山～龍田大社
- ・テーピング講習会：7月3日（土）13:30～17:00 大和郡山市市民交流館
- ・山筋ゴーゴー体操講習会：12月11日（土）13:30～15:30 大和郡山市市民交流館

3) 会員の親睦

- ・9月暑気払い、12月忘年会、3月総会後に懇親会を行う。

3. 山行活動及び会務の運営を計画的に行う。

1) 総会

年度末の3月に最高議決機関として総会を開催する。

2) 運営委員会

必要に応じて会長が運営委員を招集し、会務を決議・執行する。

3) 室内例会

本年度もコロナウイルス感染の終息が見通せず、密になる従来の室内例会は大幅に削減する。即ち、9月・12月・3月と年3回の室内例会とし、9月暑気払い・12月忘年会・3月総会及び懇親会との同時開催とする（開催場所はコロナウイルス感染状況により決定）。

室内例会では、県連、運営委員会に関する報告および山行の反省点やヒヤリハットの情報を共有し事故防止に役立てる。

4) 年間例会山行計画

山行管理者は、例会山行の年間計画を立案・作成する。

※資料1「2021年度例会山行計画」参照

5) 会の所有物を管理する。

会の所有物のうち、旗・ツェルト（3個）・医薬品（2個）・ロープ（2個）の管理は山行管理者が行う。

4. 部の廃止

1) 教育部

2021年度より、適宜通常の山行の中で必要な新人教育及び継続教育を行うこととし、教育部は廃止する。

2) 女性部

女性交流山行、テーピング講習会や山筋ゴーゴー体操講習会は、広く会員に積極的参加を呼びかけるが、女性部は廃止する。

3) 自然保護部

県連自然保護部主催のグリーンハイクには本年度も参加し、本会の例会山行として実施するが、既に自然保護部としての実体はないので、総会議案書の「自然保護部」の欄は省き、「全般」に記載する。

5. 役員の改選

2021年度役員として下記の者を推薦する。任期は2年とする。

会長：永井章夫（新任）、副会長：杉森英二（留任）、会報部長：亀高茂（留任）、

会計：野路政子（留任）、山行管理者：岩田礼子（新任）、事務局長：都築周作（留任）

会計監査：杉村好子

なお、教育部・女性部は廃止する。

## 「会報部」活動方針(案)

### 1. 会報「西大和つうしん」の発行

#### 1) 毎月発行から隔月発行に変更する

昨年度はコロナの影響により山行中止期間が設けられ、室内例会も開催されなかったため、5回分の会報を、2ヶ月合併号とした(年12回⇒年7回発行)。今年度はコロナ禍の影響の有無に拘らず事務所閉鎖により室内例会の開催頻度を削減すること、会報の編集労力を削減することなどのため、会報はPDFファイル配信による隔月発行とする(462号~467号)。発行月は、偶数月の月末に翌月・翌々月の2ヶ月合併号を発行する。発行日は発行月の月末日とするが、室内例会の開催月は室内例会当日とする。原稿の最終締切日は発行日の1週間前までとするが、2ヶ月分の編集集中を考慮し、山行後速やかな原稿提出を求める。

#### 2) 会および会員の情報伝達を行う

HPとは異なる紙媒体(PDFドキュメント)として、山行計画および山行報告等の情報を中心に掲載し、会員に必要な情報を詳細・確実に伝達する。

#### 3) 会報誌面構成を検討する

隔月発行に応じた誌面構成、室内例会月とそれ以外の月それぞれに適切な誌面構成を検討する。

### 2. ホームページ(HP)の運営

#### 1) 会活動の広報を行う

西大和山の会ホームページを継続し、本会の活動を内容豊かなウェブ形態で広く一般に情報を発信する。特に新型コロナウイルスに対する本会の方針についてタイムリーに情報発信するとともに、一般参加を可能な体験山行、公開山行、県連クリーンハイクについて、事前情報を発信して参加者を募り、新会員の入会に繋げる。

#### 2) 会員への情報伝達を行う

会報やメール連絡とは異なるウェブ媒体の特徴を活かし、会員向け情報をタイムリーかつ随時閲覧できる形で伝達するとともに蓄積し、データベースとしての役割を果たす。

#### 3) HP編集者の裾野を広げる

新会員獲得に不可欠であるHPを今後とも継続していくため、現在のHP編集メンバーのスキルアップと必要に応じて新たなメンバーへの拡大を図る。

## ◆ 議案 5

## 第 40 期(2021 年度)会計予算 (案)

【1】一般会計		令和 3 年 4 月 1 日 ~ 令和 4 年 3 月 31 日	
・収入の部		(単位 円)	
勘定科目(項目)	予算額	内 訳 (備考欄)	小 計
第39期繰越額	146,747	・現金 14,747円 ・普通預金 132,000円	146,747
会 費	115,200	600円×12ヶ月=7200円 16名	115,200
入会金			0
雑収入	1,500	奈良県連 事務推進費	1,500
預り金			-
仮受金			0
第40期収入予算	116,700		116,700
合 計	263,447		263,447
・支出の部			
勘定科目(項目)	予算額	内 訳 (備考欄)	小 計
連盟費	42,240	月額220円×12ヶ月×16名+3,600円	
賃貸料	20,000	総会・運営委員会他年4~6回 窪田友男 事務所	
行事派遣費 (交通費)	13,000	県連総会出席 理事会出席 公開山行下見 ※(交通費実費)	
総務 事務費	3,500	入金・出金・振替伝票 領収書 他	
装備費(消耗品)	5,000	医薬品	
会報部 (HP更新契約料・他)	4,000	サーバー契約料 他	
雑 費	1,000	振込手数料 他	
第40期支出予算額	88,740	来期収入内で予算編成(来期のみの残 27,960円)	
第41期へ繰越額	174,707		
合 計	263,447		0
【2】特別基金会計(西大和基金)			
勘定科目(項目)	収 入	内 訳 (備考欄)	
第39期繰越額	993,941	普通預金	
第40期積立金	-		
受取利息	8	2回	
第40期合計	993,949		
第41期へ繰越額	993,949		

# 資料 1 : 2020 年度山行実績

1. 例会山行 実施回数 = 14 回 中止 = 4回+12回(コロナの為中止)

回数	日程	区分	山 域	山 名	L	参加数	備 考		
1	5	例会1	大峰山脈	吉野山	船江	—	新型コロナウイルス感染拡大に伴い 山行中止		
2	4	12	例会2	生駒山地	生駒山	上田		—	
3	19	例会2	六甲山地	地獄谷	中	—			
4	5	10	例会1	搬出訓練	県連が中止決定	都築		—	
5	16	例会2	鈴鹿山脈	那須ヶ原山	野路	—			
6	24	例会2	播磨の山	七種槍～七草山	橋本	—			
7	6	7	例会1	金剛山地	葛城山	杉森		—	
8	21	例会2	鈴鹿山脈	学能堂山	永井	11			
9	28	例会2	金剛山地	金剛山	島崎	—		夏山ボッカ訓練 雨天の為中止	
10	7	5	例会1	室生山地	赤目四十八滝	勝尾		—	雨天の為中止
11	12	例会2	金剛山地	二上山～葛城山	野路	7		夏山訓練パート2(長雨で行き先変更)	
12	8	23	例会1	紀伊山地	高野三山	岩田		8	体験山行(1名参加)
13	9	6	例会1	室生山地	赤目四十八滝	藤井	4	体験山行(行先変更)	
14	13	例会2	竜門山地	音羽三山～竜門岳	船江	—	(行先変更)雨天の為中止		
15	27	例会2	鷲峰山地	鷲峰山	杉村	8	日程変更		
16	10	4	例会1	奈良中部の山	竜王山	橋本	4	県連交流山行	
17	11	例会1	奈良中部の山	若草山・芳山・高円山	上田	7	体験山行参加者 (内2名あり)		
18	18	例会2	台高山脈	薊岳	杉森	7	テント泊大山からコロナの為変更		
19	11	8	例会1	室生山地	三郎ヶ岳	島崎	8	公開山行(会員7名・一般1名)	
20	15	例会2	室生山地	住塚山～国見岳	杉森	10	リーダー変更		
21	29	例会2	竜門山地	音羽三山	永井	9			
22	12	6	例会1	布引山地	錫杖ヶ岳	野路	11	体験参加内1名(担当者と行先変更)	
23	13	例会2	室生山地	古光山	藤井	12			
24	1	10	例会1	生駒山地	生駒山	島崎	—	新型コロナウイルス感染拡大に伴い 山行中止	
25	24	例会2	大峰山脈	三峰山	野路	—			
26	7	例会2	台高山脈	高見山	杉村	—			
27	2	14	例会1	矢田丘陵	松尾山～矢田山	亀高	—		
28	21	例会2	野坂山地	伊那佐山	藤井	—			
29	14	例会2	鈴鹿山脈	入道ヶ岳	勝尾	6			
30	3	21	例会1	生駒山地	福貴畑～生駒山	岩田	—	雨天の為中止	

2. 自主山行 実施回数 = 19 回

回数	日程	山 域	山 名	L	参加数
1	5/24	金剛山地	葛城山	亀高	2
2	6/5	金剛山地	二上山(体力作り)	中	8
3	7/1	金剛山地	金剛山	島崎	3
4	7/3	金剛山地	二上山(体力作り)	中	3
5	8/4-8/8	北アルプス	雲の平	島崎	3
6	8/7	金剛山地	二上山(体力作り)	中	2
7	8/14	生駒山地	生駒山(夜間ハイク)	中尾	4
8	8/16	京都北山	金毘羅山Y懸尾根(岩稜訓練)	島崎	4
9	8/20-8/23	北アルプス	薬師岳～五色ヶ原	野路	3
10	8/28	紀泉山地	滝畑千石谷沢登り	中尾	3
11	9/13-9/17	北アルプス	西穂～奥穂～槍ヶ岳	島崎	2
12	9/18	金剛山地	二上山(体力作り)	橋本	3
13	10/2	金剛山地	二上山(体力作り)	橋本	2
14	10/17-18	中国山地	三瓶山	野路	4
15	10/30-31	台高山脈	大杉谷～大台ヶ原	野路	6
16	11/4-5	奥高野山地	生石高原・嶽山	島崎	3
17	12/4	金剛山地	二上山(体力作り)	橋本	2
18	12/18	金剛山地	金剛山(体力作り)	橋本	5
19	3/24	生駒山地	福貴畑～生駒山	岩田	4

## 資料 2 : 2021 年度例会山行計画・行事予定

年間回数	山行日程	区分	山域	山名	備考欄	担当者名	
1	4月	4日(日)	例会1	大峰山脈	吉野山	体験山行	永井
2		11日(日)	例会2	金剛山地	旗尾岳・府庁山	地図読み山行	橋本
3		17日(土)	例会2	岐阜県の山	舟伏山	予備日24日(土)	中尾
4	5月	15日(土)	例会2	鈴鹿山脈	那須ヶ原山	雨天時 16日日曜日に変更	野路
5		23日(日)	例会2	大峰山脈	弥山・八経ヶ岳		岩田
6	6月	6日(日)	例会1	金剛山地	葛城山	グリーンハイク(雨天は13日)	杉森
7		20日(日)	例会2	大峰山脈	大普賢岳	夏山訓練	野路
8		27日(日)	例会2	鈴鹿山地	国見山	夏山訓練	島崎
9	7月	4日(日)	例会1	矢田丘陵	松尾山～矢田山	体験山行	勝尾
10		11日(日)	例会2	鈴鹿山地	竜ヶ岳		藤井
11	8月	29日(日)	例会1	室生山地	鎧岳～兜岳	体験山行	藤井
12	9月	5日(日)	例会1	布引山地	霊山	体験山行	上田
13		12日(日)	例会2	比良山地	釈迦岳		藤井
14		26日(日)	例会2	台高山脈	天狗倉山		永井
15	10月	17日(日)	例会1	台高山脈	大台ヶ原・日出ヶ岳	体験山行	亀高
16		23.24(土日)	例会2	中国山地	大山	テント泊(誰もが参加可能な山行)	杉森
17		31日(日)	例会2			県連交流山行	勝尾
18	11月	7日(日)	例会1	生駒山地	飯盛山	公開山行	島崎
19		14日(日)	例会2	大峰山脈	釈迦ヶ岳		杉村
20		21日(日)	例会2	宇陀山地	伊那佐山	地図読み山行	野路
21		28日(日)	例会1			県連行事 搬出訓練講習会	都築
22	12月	5日(日)	例会1	鈴鹿山脈	綿向山	体験山行	橋本
23		12日(日)	例会2	金剛山地	金剛山		杉村
24	1月	9日(日)	例会1	生駒山地	生駒山	新年山行	島崎
25		23日(日)	例会2	台高山脈	三峰山		岩田
26	2月	6日(日)	例会1	台高山脈	高見山	体験山行	杉森
27		20日(日)	例会2	野坂山地	赤坂山		亀高
28	3月	6日(日)	例会1	布引山地	青山高原	体験山行	上田
29		13日(日)	例会2	播磨の山	七種山		橋本

### 【行事日程】

- |             |              |              |             |
|-------------|--------------|--------------|-------------|
| ① 9月19日(日)  | ・室内例会 15:00～ | ・暑気払い 16:30～ |             |
| ② 12月19日(日) | ・室内例会 15:00～ | ・忘年会 16:30～  |             |
| ③ 3月27日(日)  | ・定期総会 13:00～ | ・室内例会 15:00～ | ・懇親会 16:30～ |

奈良県勤労者山岳連盟 西大和山の会

第 40 回定期総会議案書

2021 年 3 月 28 日発行

発行責任者 島崎 隆